

〈福祉会活動の進め方〉

福祉会活動ガイドライン（第3版）

～地域が学び、見守り・支える活動～



社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会

ガイドラインの使い方

- このガイドラインにおける「福祉会」とは、小地域（概ね民生委員の担当区域）を単位として、その区域内の自治委員、民生委員、社会福祉委員などで構成された組織を意味します。
- このガイドラインは、「福祉会」がどのように活動をすべきか提案しています。
- 「福祉会」の活動は、地域住民や行政、福祉関係機関等との連携を大切にしながら、多様な主体と意思疎通を図り協働することによって目的が達成されます。
- 「福祉会」の活動は、そのメンバーや地域の主体的な活動ですから、それぞれの地域の状況に即して行うことが重要です。このガイドラインの視点や考え方を参考にして、それぞれの活動を検討してください。

社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会

平成29年1月

目 次

1. ガイドラインの位置づけ ～福祉社会活動の指針として～	1
2. 福祉社会活動の基本的な考え方	2
①福祉制度等を学ぶ 〈事例1 福祉社会としての学習活動〉	
②福祉ニーズを発見する 〈事例2 日頃の活動からニーズを発見する〉	
③地域で支える 〈事例3 地域の協力で見守り、支える〉	
3. 福祉社会活動の進め方	5
①推進体制の整備（福祉会の設置・活動計画の策定）	
②学習活動の推進	
③グループ援助活動の推進	
④見守り・声かけ活動の推進	
⑤個別支援活動の推進	
4. 新たな課題への取り組み	8
①地域で支援を必要とする人たち	
②新たな活動のヒント ・学習活動のヒント ・グループ援助活動のヒント ・見守り・声かけ活動のヒント	
5. 活動に特徴のある福祉会の紹介	13
・坂井福祉会（足近町坂井） ・三ッ柳福祉会（正木町三ッ柳） ・公道クラブ（上中町沖）	
参考 福祉会の規約について	17

1. ガイドラインの位置づけ ～福祉社会活動の指針として～

羽島市社会福祉協議会（以下、「社協」という）では、平成11年度から福祉会の設置を開始しました。これは、平成12年度に導入される介護保険制度が措置制度（与えられる福祉）から契約制度（選ぶ福祉）へと大きく変わるために、地域福祉の推進に携わる人々が福祉制度やサービスの内容についてお互いに学ぶ必要があると考えたことと、平成9年から始められた社会福祉基礎構造改革の中で、地域福祉の推進における地域住民の参加がより求められるようになってきたことを反映しています。

その後、各福祉会の運営方法や活動内容に差が見られたことから、社協が進めようとする福祉社会活動の指針を示すためにガイドラインを発行してきたところですが、このたび、特徴的な活動をしている福祉会の事例を新たに加えた第3版を発行することと致しました。

このガイドライン（指針）を福祉社会活動に携わる人々で共有し、関係機関との連携も図りながら、社協の基本理念のひとつである「住民参加と協働による福祉のまちづくりの推進」に向けて、より積極的に福祉社会活動を展開していきたいと思います。



2. 福祉会活動の基本的な考え方

福祉会活動を開始した背景については、先に述べたとおりですが、このことから福祉会の基本的な活動は、大きく次の二つに集約することができます。

〈みんなで学ぶ〉

福祉会の構成メンバー（自治委員、民生委員、社会福祉委員など）が、福祉の制度等について学びます。もちろん、広く地域住民に呼びかけて学習することも有効です。

〈ニーズを発見する・支える〉

支援の必要な人の福祉ニーズ（生活上の困りごと）を見つけて、福祉会で話し合い、地域（近隣）で解決できることは、地域住民が協力し合って解決します。

①福祉制度等を学ぶ

最近の福祉制度は、短い周期で大きく変わっていくという特徴があります。例えば、介護保険制度は3年ごとに見直しが行われており、最近では、平成27年に改正介護保険法が施行され、全国一律の基準で給付されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、地域の実情に応じて市町村が取り組む地域支援事業に移行しました（羽島市は平成29年度から移行）。障害者福祉についても、平成18年に施行された障害者自立支援法が、平成25年には障害者総合支援法に代わり、その対象に難病の患者が加えられるなどの改正が行われました。

福祉制度は私たちの暮らしに直結するため、こうした変化に無縁でいることはできませんし、特に住民の立場から地域福祉を推進していく福祉会には、新たな福祉制度やサービスの内容を学び、伝えていくという姿勢が求められます。

事例1 福祉会としての学習活動

〈介護予防の学習会（S福祉会）〉

目 的：高齢者自身が介護予防の必要性を理解し、実践できるようにする
対 象：ひとり暮らし高齢者（一般の高齢者にも呼びかけ）
内 容：体力測定、健康体操、食事や口腔ケアについての講義など
講 師：保健センターの保健師

〈介護保険制度についての研修（D福祉会）〉

目 的：福祉会のメンバーが介護保険制度の改正点を理解する
対 象：福祉会の構成員（自治委員、民生委員、社会福祉委員）
内 容：改正された介護保険制度についての講義
講 師：地域包括支援センターの職員

②福祉ニーズを発見する

生活上の困りごと（福祉ニーズ）の発見には、大きくわけて次の二つのルートが考えられます。

ア）本人が訴える（本人が民生委員や友人、近隣住民に相談する）

イ）周囲が気づく（普段から見守り活動等を行っている人が気づく）

ア）の場合には、本人から訴えがありますので、比較的容易に福祉ニーズを把握することができますが、なかなか言い出せなくて問題が深刻になっているということもあります。

イ）の場合には、普段から見守り活動等が行われていることで、支援の必要な人の生活や健康上の変化に周囲が気づくため、早期発見につながりやすいのですが、本人が必要を感じていなかったり、周囲が気づかないうちに問題が深刻化していることもあります。

福祉社会活動においては、支援が必要と思われる方を対象に、常日頃から見守り活動を行い、福祉ニーズの早期発見につなげていくことが大切です。

事例２ 日頃の活動からニーズを発見する

〈福祉委員による友愛訪問活動で（M福祉会）〉

ひとり暮らしのOさん（82歳）を定期的に友愛訪問している福祉委員のKさんは、訪問時にOさんが右足を骨折して買い物ができなくて困っているとの話を聞きました。Kさんは早速担当の民生委員Iさんに報告しました。

〈ふれあいサロンの欠席から（K福祉会）〉

Nさん（78歳）は、ふれあいサロンへの参加を楽しみにしており、一度も欠席することなく、毎回一番最初に会場へ来ていました。そんなNさんが連絡もないままサロンを欠席したため、心配になった民生委員のYさんが訪問すると、見知らぬ男性が慌てた様子で立ち去りました。

Nさんの話によると、男性は「健康食品」を売りつける訪問販売のセールスマンで、断っているにもかかわらず帰ってもらえなくて困っていたとのことでした。また、これまでも何度か同じようなことがあったが、誰にも相談できなかったようです。Yさんは、今度こういったことがあったら、すぐに自宅へ電話するようNさんに伝えました。

③地域で支える

福祉社会活動をとおして発見したニーズは、その解決に向けた取り組みが必要です。一般的には、社協や市役所等へ連絡することで問題解決につなげていくことが考えられますが、その解決にどんな仕組みを使えばいいのか、また作ればいいのか、そして誰がどのような役割をするのかといったことをみんなで考えることも大切です。

なお、社協や市役所等へ連絡した場合でも、地域の協力なしでは問題解決が図れない場合もあります。

事例3 地域の協力で見守り、支える

〈骨折したひとり暮らし高齢者への支援（M福祉会）〉

前ページのOさんの事例では、報告を受けた担当民生委員のIさんが、福祉会のメンバーに呼びかけて、しばらくの間Oさんの買い物代行を行うことにしました。

〈軽度認知症高齢者への訪問活動（H福祉会）〉

H福祉会では、ひとり暮らしで隣近所ともあまり付き合いのないAさん（87歳）に、ふれあいサロンに参加するように何度も働きかけてきましたが、もともと人前に出るのが苦手なAさんはサロンへの参加を拒み続けていました。

最近になってAさんに認知症の傾向が見え始めたことに気づいた民生委員のTさんは、福祉会で対応を協議しました。その結果、無理にサロンへ参加してもらうことはやめて、Tさんによる月1回の友愛訪問に加えて、福祉委員による友愛訪問活動を行うことで、見守り体制を強化することを計画しました。しかし、Aさんは異性（女性）の福祉委員を受け入れなかったため、再度福祉会で協議し、近所に住む男性（Iさん）に定期的な友愛訪問による見守りをお願いすることになりました。



3. 福社会活動の進め方

①推進体制の整備（福社会の設置・活動計画の策定）

新たに福社会活動を始めるには、まず小地域（福社会の基盤となっている区域）単位で、地域の福祉問題や課題を出し合ったり、活動方針について検討するための場をつくったりします。ここには、民生委員や自治委員、社会福祉委員などが参加しますが、必要に応じて社協職員、関係機関の専門職なども参加します。

既に福社会が組織化されている地域では、学習活動のテーマや既に取り組んでいる活動の評価・点検、新たな福祉ニーズの把握などを行いながら、年間の活動計画を立てます。

②学習活動の推進

福祉の制度やサービスは、私たちの生活に密着していることから、福社会のメンバーが正しく理解するとともに、地域へ啓発していくことも必要です。また、福祉と関連する権利擁護や虐待防止、消費者トラブルなどについて学習することも有効です。

さらに、地域社会に存在する偏見や差別についても目を向け、福祉課題を抱える人の生活空間が地域へ広がることへの抵抗を減らすことも重要です。

ポイント 学習活動をすすめるうえで

テーマの設定……支援の必要な人たちがどんなことで困っているのか、自分達が活動していくうえで知っておくべきことは何か、といった視点からテーマを決めます。

参加者の選定……自分たちだけでなく、広く地域に参加を呼びかけることも検討してみましょう。

講師の選定……社協や市役所から紹介してもらうという方法もあります。（必ずしも講師が必要ということではなく、自分たちで資料を持ち寄って学習するという方法も有効です。）

繰り返しも必要……一度の学習だけでなく、二度三度と続けて学習することも必要です。

③グループ援助活動の推進

「ふれあいサロン」のように、支援の必要な対象者が気軽に集まれる場を、地域内の集まりやすい場所で開催します。このような集まりの場を設けることで、「今度集まりがあるから一度のぞいてみませんか？」というように、気になる対象者への声かけが容易にできるようになります。また、参加者同士の仲間づくりを促進し、孤立防止にも効果が期待できます。さらに、民生委員や社会福祉委員にとっては、定期的に参加者の状態把握がで

きるメリットがあります。

なお、このグループ援助活動は、高齢者を対象としたサロンの他に、乳幼児とその親を対象としたサロン、障がい児者を対象としたサロン、介護者を対象としたサロン、さらに子どもからお年寄りまで参加できるサロンなども考えられます。

グループ援助活動を推進するために、以下のポイントに留意して活動を組み立ててみてください。

ポイント グループ援助活動をすすめるうえで

定期的な開催……最低でも月1回以上は開催したいものです。

対象者の選定……地域で仲間づくりが必要な人はどんな人かを検討します。

会場の検討……皆が集まりやすく、使いやすい場所の条件も必要です。

内容の検討……参加者もスタッフも無理せず楽しめるプログラムを考えましょう。

協力者の確保……民生委員や社会福祉委員だけではなく、より多くの住民へ参加を働きかけましょう。

④見守り・声かけ活動の推進

地域内の1カ所に集まって行う活動（グループ援助活動）は、仲間づくりという大きなメリットがありますが、そのような活動に参加したくてもできない人、参加したくない人なども意外に多いものです。しかし、そのような対象者のほうが地域ではむしろ孤立しやすいので、安否確認と状態把握のためにも、見守り・声かけ活動が有効です。

ポイント 見守り・声かけ活動をすすめるうえで

対象者の選定……どんな人を対象とするか検討しましょう。

見守りの頻度……少なくとも月1回の見守り・声かけをしましょう。また、対象者の体調や環境の変化等に応じて回数を変更しましょう。福祉会以外の見守り・声かけ活動との調整も必要です。

協力者の確保……民生委員や社会福祉委員だけではなく、より多くの住民に協力してもらいましょう。

⑤個別支援活動の推進

グループ援助活動と見守り・声かけ活動の対象者などの中から、地域で生活する上での支障（支援が必要な状況）が生じる場合もあります。その場合、福祉会活動としての取り

組みは、あくまでも公的なサービスでは対応のできない（なじまない）、地域住民が支援するにふさわしいもの、例えば、公的なサービスの対象とならない話し相手や短時間で終わる活動（ゴミ出し、書類の代読、趣味の手伝い、軽易な家事援助、軽作業などの提供が考えられます。）に限るようにしましょう。

ポイント 個別支援活動をすすめるうえで

放置しない……問題が重度化しないためにも、気がついたことがあればお互いに報告・相談をするように心がけましょう。

問題点の整理……とにかく何でも支援すればよいのではなく、何を支援しなければならないのか見極めましょう。

活動の範囲……自分たちでできることには限界があります。最初から無理をしないで継続できる活動を行いましょう。

専門家の参加……公的なサービスにつなげた方がよい場合もあります。福祉や保健の専門家の意見を聞くことも大切です。

協力者の確保……民生委員や社会福祉委員だけではなく、必要に応じて近隣住民にも協力してもらいましょう。



4. 新たな課題への取り組み

①地域で支援を必要とする人たち

これまでの福祉会の活動は、高齢者の問題を中心に取組まれてきました。しかし、地域に目を向けると、高齢者以外にも支援の必要な人がいます。

〈要支援者像の例〉

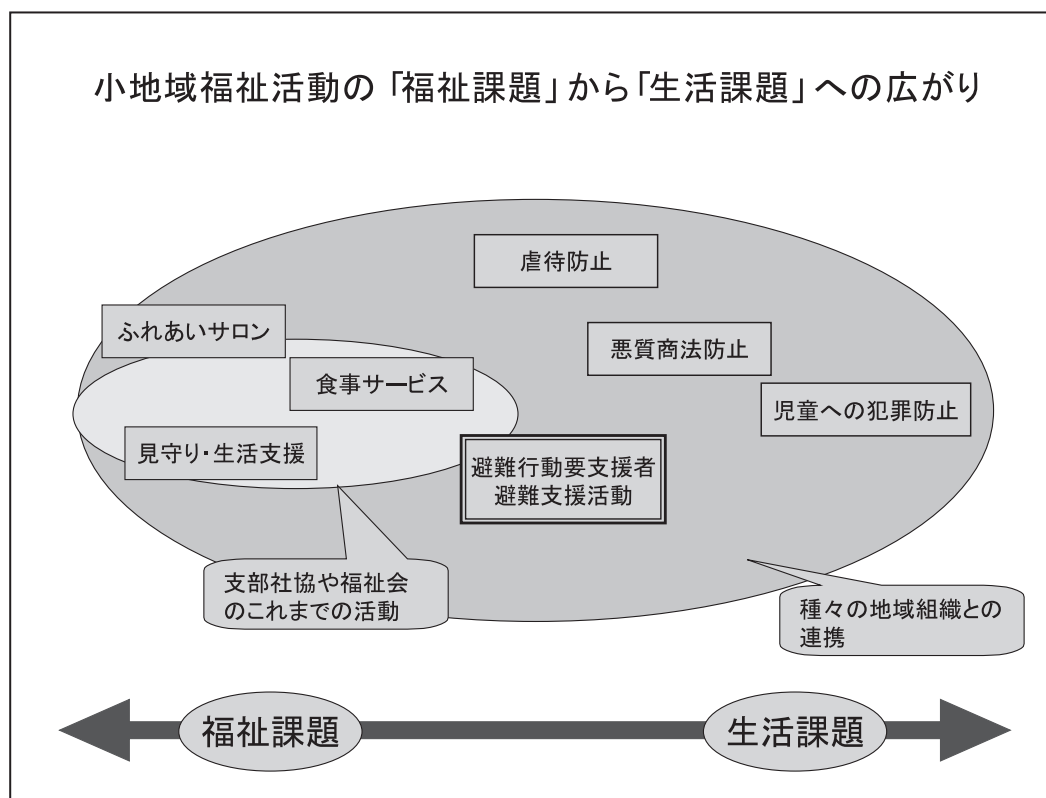
○孤立しやすい人々

- ・一人暮らしの高齢者や障がい者
- ・同居家族に虐待されている高齢者や児童
- ・身近に相談できる人や協力してくれる人がいない子育て中の人
- ・子育てに関する知識や情報が乏しい人
- ・身近な相談者、生活変化を察知してくれる関係を持たない人

○近隣との日常的なつながりがないため、災害時等に支援が必要であるにも関わらず、支援を受けることが難しい人々

○虐待被害や消費者被害にあっても、自ら被害を自覚したり訴えることのない人々

さらに、従来からの「福祉課題」に加えて、児童や高齢者に対する虐待の問題、悪質商法に関する問題、児童への犯罪の問題といった「生活課題」へ活動を広げていくことも期待されています。



②新たな活動のヒント

学習活動のヒント

少し視点を
広げてみると



●●児童や障がい者の問題●●

これまでの福祉会の活動は、高齢者の問題を中心に取り組まれてきました。しかし、地域には児童や障がい者などの問題もあるはずです。

学習活動の中に取り入れることで、こうした問題にも目を向けるきっかけになるのではないのでしょうか。

〈学習方法の例〉

- ・ 児童虐待の実態を聞いて、防止方法等について考える。
- ・ 子育て中の親の話を聞き（困っていること、手助けして欲しいことなど）、地域でできることを考える。
- ・ 障がい児者施設を見学して、その役割や地域との関係を知る。
- ・ 障がい当事者の話を聞き（困っていること、知って欲しいことなど）、地域でできることを話し合う。
- ・ 障がい当事者と一緒に地域を歩いてみて、問題点をハード面、ソフト面からチェックしてみる。

●●高齢者の消費者被害や虐待の問題●●

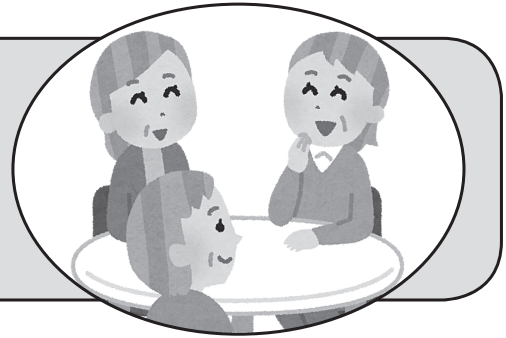
ひとり暮らしや夫婦だけで暮らす高齢者のみの世帯や認知症高齢者が増加していく中、こうした高齢者を対象とした深刻な消費者被害や虐待が大きな社会問題になっています。身近で起こっているこうした問題に適切に対応していくために、高齢者の権利擁護について学ぶ必要もあるのではないのでしょうか。

〈学習方法の例〉

- ・ 悪質商法の手口と対処方法を学び、高齢者の消費者被害の防止方法を話し合う。
- ・ 高齢者虐待の内容を知り、地域で何ができるか考える。
- ・ 判断能力が不十分な高齢者の権利を守る「成年後見制度」について学ぶ。

グループ援助活動のヒント

参加者が固定化 していませんか？



●●男性高齢者が少ない「ふれあいサロン」●●

多くの福祉会で取り組んでいる「ふれあいサロン活動」は、高齢者の孤立予防や介護予防に一定の効果を上げています。しかし、参加者が固定化してしまったり、男性の参加者が一人もいないといったサロンも多く見られます。

「孤立」や「生活の不活性化」を防ぐために、誰もが無理なく参加して楽しめるプログラムになっているのかを時々点検してみることも大切です。なお、男性のみを対象としたサロンを立ち上げることを検討することも有用です。

●●「子育てサロン」の展開●●

核家族化の進行などにより、子育ての不安や悩みを抱えながら、誰にも相談できず、孤立した中で子育てをしている親が多くなってきていることから、さまざまな子育て支援活動が始まっています。

「子育てサロン」は、子育ての当事者と地域住民（子育ての経験者）が子育てを楽しみ、仲間づくりを行う支え合いの活動として注目されています。

■子育てサロンのモデル

10:00

11:45

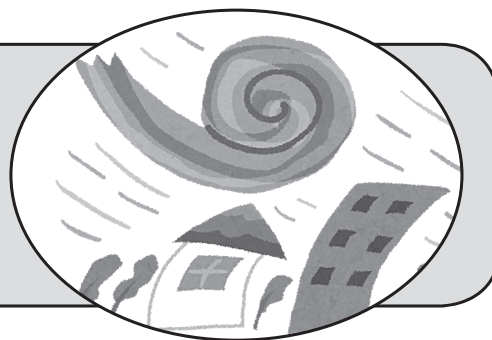
誕生祝い	絵本の読み聞かせ	おやつ	自由遊び	親子体操
------	----------	-----	------	------

ポイント

- ・ 回覧板等を活用して、協力者・参加者を募集する。
- ・ 自由遊びの時間は、親同士も自由におしゃべりをする情報交換の場とする。
- ・ 季節行事を積極的に取り入れる。
- ・ 子育ての達人である高齢者にも参加してもらい、育児相談にのってもらう。
- ・ プログラムについては、参加者の声を反映させる。

見守り・声かけ活動のヒント

災害時の人的被害を 少なくするために



●●災害弱者を地域で守る●●

近年の風水害や地震による災害では、死者の大半が65歳以上の高齢者で占められているといわれていますが、高齢化がますます進む中で、高齢者や障がい者等の災害時の対策は、人的被害を少なくしていくための重要課題であるといえます。

●●「要配慮者」と「避難行動要支援者」とは●●

「要配慮者」と「避難行動要支援者」は、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉です。

高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する人を「要配慮者」といいます。また、「要配慮者」のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」といいます。

こうした災害時に支援が必要と思われる人を把握し、日頃からの見守り・声かけ活動で関係を作ると共に、災害時に備えた支援策を検討することが望まれます。

●●災害に備えて要配慮者を支援する体制を整える●●

大規模災害の発生に備えて要配慮者、とりわけ避難行動要支援者を地域でどのように支えていくのかということについて、事前に福祉会で検討していくことも大切です。

■誰が誰を支援するのか（役割分担）

実際に災害が起きた時、あるいは災害の発生が予見される時に、支援の必要な人に情報を伝えたり、救援活動や安否確認をする人（避難支援者）を事前に決めておくことが必要になります。

避難支援者が既に決まっている場合でも、例えば「年に1度は顔合わせをする」などして、お互いに確認をしておくことも必要です。

■どのような支援が必要なのか（情報収集）

情報の伝達や救援活動等を行う際に必要な情報（緊急連絡先や主治医等に関する情報）、留意すべき事項（身体の状態や携行品等に関する情報）などを事前に収集しておくことが望めます。

ただし、これらの情報には通常の近所づきあいでは知り得ないようなものも含まれることから、その管理をどうすべきかについても、十分に検討しておく必要があります。

■どのように活動するのか（災害発生時の対応）

災害が起きた時、あるいは災害の発生が予見される時に、活動に携わる人がどのように行動するのかといったことを、あらかじめ決めておく必要がありますが、できれば災害の種類に応じて、例えば「風水害の場合」と「地震の場合」に分けて対応方法を決めておくことが望めます。

また、避難訓練等を実施して、支援体制が機能するかどうかを検証していくとよいでしょう。



5. 活動に特徴のある福祉会の紹介

2 ページからの「2. 福祉会活動の基本的な考え方」に記載したとおり、福祉会の基本的な活動は、メンバーで定期的に集まり、福祉制度や福祉サービスについて学んだり、支援が必要な人のニーズについて話し合い、地域で解決できることを見つけ出したりして、住民の立場から地域福祉を推進することです。

現在、多くの福祉会等にてこうした活動がなされていますが、その中でも特に特徴のある取り組みをしている下記の3福祉会の活動について、次ページから紹介します。

■坂井福祉会（足近町坂井）

世帯構成などを問わずに、概ね80歳以上の高齢者全員を対象とした訪問による声かけ活動を行っています。

福祉会の助成金を地域に還元する取り組みとして試行的に行った活動が、継続した活動として定着したものです。

■三ッ柳福祉会（正木町三ッ柳）

災害時にひとりも見逃すことがない体制づくりを目指し、全住民の情報掲載を目標とする「安否確認名簿」の作成に取り組んでいます。

この名簿には、生年月日を掲載しないなど、掲載項目を必要最小限にすることで、災害発生時以外にも活用できる工夫も見られます。

■公道クラブ（上中町沖）

口コミで集まった人たちがお茶を飲みながら、地域についての様々な情報交換をしたり、学習活動をしたりしています。

この取り組みは、地域住民の有志数名が、“井戸端会議”の場として定期的な集まりを企画したことから始まっています。

※これらは、平成28年11月現在の活動です。

“世帯構成を問わない” 訪問による声かけ活動

坂井福祉会（足近町坂井）

●地区の概要

坂井地区は足近町の北西部に位置し、人口458人、世帯数161世帯（平成28年10月1日現在）です。古くからの集落にある世帯が4割、昭和中後期に開発された住宅団地に属する世帯が6割で形成され、新旧の住民でコミュニティが形成されています。

「坂井福祉会」は、この地区の区長、副区長、民生委員、社会福祉委員で構成されており、毎月ふれあいサロン活動を行うほか、必要に応じて地域にお住まいの方々の福祉ニーズについて話し合いをしたり、福祉制度についての学習活動をしたりしています。

●特徴的な活動

同福祉会では毎年2回、世帯構成などを問わずに、概ね80歳以上の高齢者全員を対象とした訪問による声かけ活動を行っています。

この取り組みは、メンバーのひとりが「福祉会への助成金を活用して、地域に“直接”還元できる活動をしよう」と発案したことがきっかけとなっています。試行的に高齢者の話し相手となることを目的に訪問活動をしたところ、対象者に大変喜ばれたことなどから訪問活動の必要性を感じ、定期的に行うこととなったものです。そして、「ふれあい声かけ活動」として8年以上継続しています。

訪問時には、福祉会のメンバーが手作りしたメッセージカードやマスコット人形などを持参することを活動当初から継続しています。これは対象者と訪問者がコミュニケーションを図るためのツールとして持参しているものですが、この手土産が評判となり、地域の中には材料の拠出や制作に協力していただける人もいます。

訪問による見守り活動は様々な団体で行われています。しかし、その多くで訪問の対象者を「ひとり暮らし高齢者」や「高齢者のみの世帯」などに限定しています。同福祉会が行う訪問活動のように、世帯構成を問わずに訪問することで、民生委員が行う羽島市の友愛訪問活動や、主に福祉委員が訪問する社協のふれあい訪問活動で見落とされがちな人や世帯も把握することができ、問題の早期発見につながることも期待されます。

●今後の展望

幸いこの訪問活動により、大きな問題が見つかったということはありません。そのため、今のところは対象者に喜んでいただくことや、地域住民同士の新たなつながりづくりがこの活動の主な効果と言えます。現在の対象者は26名で、今後ますます増えていくことが予想されていますが、同福祉会としては訪問活動を継続していく予定です。

足で稼いだ情報で、福祉会独自の「安否確認名簿」を作成

三ッ柳福祉会（正木町三ッ柳）

●地区の概要

正木町南部に位置する三ッ柳地区は、人口451人、世帯数170世帯（平成28年10月1日現在）で、古くからお住まいの方も多く、住民同士のつながりが比較的強い地域と言えます。

この地区の自治委員、民生委員、社会福祉委員、協力員（三ッ柳地区の役員、ふれあいサロンへの協力が主な役割）で組織された「三ッ柳福祉会」では、地域の集会所に毎月1回程度集まり、各自が気づいた地域住民の福祉ニーズなどについて情報交換したり、学習活動をしたりしています。

●特徴的な活動

同福祉会では、災害時に地域住民の安否をいち早く確認することで、ひとりも見逃すことがない体制づくりを目指し、全住民の情報掲載を目標とする、「安否確認名簿」の作成に取り組んでいます。

この取り組みは、福祉会の学習活動において、災害時の安否確認の重要性を学んだことがきっかけになっています。また、その際に「安否確認が必要な人は、自力で避難が難しい人だけではない」といった意見が出されたことから、安否確認名簿の掲載対象者を全住民としました。

名簿の作成にあたっては、民生委員を中心に、福祉会のメンバーで聞き取り調査をしており、あくまでも「災害時に安否確認をする」ことが目的であることから、生年月日を掲載しないなど、掲載項目を必要最小限にする工夫もしています。

一般的に、プライバシー保護を理由に、こうした名簿に掲載してある情報を避難訓練等災害発生時以外に活用するためには、掲載者の同意を得なければなりません。しかし、例えば「障がい者」や「高齢者」だけを対象とした名簿では、自分がその名簿に掲載されていることを、地域の方々に知られることに抵抗を感じる人もいます。掲載対象者をすべての住民とし、掲載項目を必要最小限にした「安否確認名簿」であれば、情報の活用について比較的同意を得やすいと考えられます。

●今後の展望

この取り組みにより、地域の皆さんの災害時の安否確認についての関心が高まりました。今後は、災害時の避難支援の必要性に目を向けるきっかけにもつながっていきたいと同福祉会では考えています。

福祉会の要素を取り入れた“井戸端会議”

公道クラブ（上中町沖）

●地区の概要

上中町南部に位置する沖地区は、人口１１３４人、世帯数３８３世帯（平成２８年１０月１日現在）です。面積が広いこともあり、区よりも小さな単位が組織されており、「公道クラブ」は、そのひとつの「南屋敷」地区において活動しています。

同クラブは、この地区から選出された区の役員やその経験者などを中心に毎月１回程度集会所（公道会館）に集まり、地域についての様々な情報交換をしたり、学習活動をしたりしています。

●特徴的な活動

この取り組みは、福祉に関する学習活動をしたり、見守りや配慮が必要な人への個別支援活動のための話し合いをしたりするために始められたわけではありません。

同地区では老人クラブ活動や婦人会活動が行われなくなったことや、ふれあいサロン活動が行われていないことなどから、高齢者が気軽に集える機会が少ないといった状況がありました。このことを課題として捉えた地域住民の有志数名が、定期的な集まりを企画したことから活動が始まりました。

開設当初はいわゆる“井戸端会議”の場として、ロコミで集まった参加者でお茶を飲みながらおしゃべりをしていました。しかし、参加者の中に地域の役員やその経験者がいたり、福祉について関心の高い人がいたりしたことで、自ずと「地域」や「福祉」についての話し合いや、学習活動も行うようになりました。

こうした活動をするようになって、地域住民に広く門戸を開いていること、ざっくばらんな場であること、そして役員等を置かないことには変わりはありません。しかし、参加者は何故か男性が中心です。そこで同クラブでは、所期の目的を達成するために“女性も気軽に集まれる場をつくろう”と、新たな集いの場を開設しました。こちらには女性を中心に、毎回コンスタントに２０名程度の参加者がいます。そして、お茶を飲んだり、おしゃべりをしたりしながら、賑やかなひとときを過ごしています。

●今後の展望

同クラブとしては、こうした場で地域住民の困りごとをキャッチし、それを地域住民で解決する取り組みにつなげていきたいとの意向を持っています。そのために、まず参加者が固定しているという課題を解決していきたいと考えています。

参考

福祉会の規約について

福祉会については、特に規約（会則）を作成しなくてはならないルールはありませんが、一般的に組織が規約（会則）を設けることで、メンバーが活動について共通認識を持つことができ、円滑に活動を進めていくきっかけになると考えられています。

また、規約（会則）には、団体がどのような団体であることを客観的に示す役割もあります。そのため、金融機関等で口座を開設する際に、提出を求められることもあります。

下記に規約の例を掲載しますので、必要に応じてアレンジし、ご活用ください。

「〇〇福祉会」規約

（名称及び事務局）

第1条 この会の名称は、「〇〇福祉会」（以下、「本会」という。）と称し、事務局を代表宅に置く。

（目的）

第2条 本会は、福祉制度や福祉サービスについて学び、支援が必要な人のニーズについて話し合い、地域で解決できることを見つけ出したりして、住民の立場から地域福祉を推進すること目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために定期的な会合を開き次の活動を行う。

- （1）福祉制度等の情報を交換する。
- （2）市社協ならびに支部社協事業等の情報を交換する。
- （3）地域住民の福祉ニーズの把握と福祉サービスの情報を交換する。
- （4）福祉ニーズについて、地域で解決できるものはボランティアを発掘し、福祉活動を展開し、問題解決に向けて指導する。
- （5）福祉ニーズについて、福祉関係機関に問題提起する必要がある場合は、民生委員を通じ市社協等に引き継ぐものとする。
- （6）地域の福祉問題を解決するために福祉関係機関から要請されたことについては、積極的に協力し、努力する。
- （7）地域住民に対して福祉情報の提供を積極的に行い、時には福祉教育を行う。

(構成員)

第4条 本会は、民生委員、自治委員、福祉委員、その他有識者・福祉関係の代表者などをもって構成する。

(会計)

第5条 本会の会計は、助成金、その他の収入をもって充てる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 代 表 1名

(2) 会 計 1名

2 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 欠員の補充によって就任する役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

(1) 代表は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 会計は本会の会計を処理する。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃)

第9条 この規約の改廃は、必要に応じて代表が構成員に諮り、構成員総数の3分の2以上の賛成をもって行なうものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項で、会の運営に必要な事項は、代表がこれを決定し処理するものとする。

附 則

この規約は、平成○年○月○日から施行する。

福祉会活動ガイドライン（第3版）
～地域が学び、見守り・支える活動～

発 行 平成29年1月

発行者 社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会

〒501-6255 岐阜県羽島市福寿町浅平3丁目25番地

TEL (058)391-0631